

慰労金給付申請（地域生活支援事業分） F A Q

(R2.8.12時点)

	項目	質問内容	回答
1	対象範囲 (全体)	地域生活支援事業について、どの事業が対象になりますか。	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。 (市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
2	対象範囲 (全体)	「慰労金の対象となる地域生活支援事業の対象事業」はどのように選別されているのですか。	慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としています。 この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としています。
3	対象範囲 (全体)	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の「通訳・介助員」は受託事業者からの派遣依頼を受けて、1時間当たりの報酬により派遣されているが、そのような者も対象となりますか。	対象となります。
4	対象範囲 (全体)	「慰労金の対象となる地域生活支援事業の対象事業」の都道府県事業として「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」が例示されていますが、「手話通訳者派遣事業」と「要約筆記者派遣事業」は対象になりますか。	対象ではありません。 慰労金の基本的な考え方として、感染すると重症化リスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであることなどを総合的に勘案し、障害福祉サービス事業所等において利用者と接する一定の職員を対象としています。 この基本的な考え方を踏まえ、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一部事業においても、指定障害福祉サービスと同様に合致するものについて、支給の対象としています。
5	対象範囲 (全体)	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業（都道府県事業）について、相談系として発達障害者支援センター運営事業や都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）などの従業員は慰労金の対象に該当しますか。	慰労金の支給対象となる地域生活支援事業の対象事業は、通所系、入所系、訪問系、相談系などの障害福祉サービスに準じる以下の事業となります。 (市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援 (都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
6	対象範囲 (全体)	慰労金は、地域生活支援事業の事業所も対象になるということだが、支援金は対象にならないのか。	慰労金における地域生活支援事業の対象事業については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」のうち、慰労金の支給事業のみ対象となります。
7	対象範囲 (退職者)	既に退職している場合は、支給対象となるのか。	令和2年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上勤務し、1日でも利用者と接する業務に従事していれば支給対象となります。

8	対象範囲 (全体)	慰労金の対象事業所について、国や地方公共団体（独立行政法人国立病院機構を含む。）が運営するものも補助対象としてよいでしょうか。また、地域生活支援事業においても同様の扱いとしてよいですか。	お見込みのとおりです。
9	対象範囲 (対象職種)	職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれますか。	含まれます。
10	対象範囲 (対象職種)	慰労金について、ボランティアも対象となりますか。	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託受任者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
11	要件 「自治体からの要請による業務の継続」	対象となる地域生活支援事業の事業者については、自治体からの要請を受けて業務を継続した場合とありますが、要請せずとも事業の継続が予定されていたため特段要請を出さなかった場合などは、事業を継続していた実態を踏まえ判断してよいですか。	休業要請が出ていないということをもって対象として差し支えありません。
12	要件 「自治体からの要請による業務の継続」	対象となる地域生活支援事業の事業者の規定に記載のある「緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所」の「要請」とはどの程度のことを指すのですか。 (例：通知文書による要請でなければならない、口頭による要請でも可 など)	休業要請が出ていないということをもって対象として差し支えありません。
13	要件 「利用者と接する職員」	「利用者と接する」はどこまで含まれますか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となりますか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。 また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
14	要件 「利用者と接する職員」	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象となりますか。	対象となります。 利用者と接していることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、その具体的な範囲については事業所において個別にご判断いただくこととなります。
15	要件 「利用者と接する職員」	給付金の支給対象者について、「利用者と接する職員」とは、施設管理者や事務職等の職員も含まれますか。	含まれます。
16	要件 「利用者と接する職員」	慰労金について、利用者と接する職員とは事務職員や調理員でも利用者と接する可能性があれば対象となりますか。（接した職員だけが対象か。）	対象となります。なお、明らかに接することのない職員は対象外です。
17	対象期間	対象期間はいつからですか。	神奈川県における対象期間は「令和2年1月15日から6月30日まで」の期間となります。

18	対象期間	7月1日以降に勤務を開始した場合は、他の支給要件に関わらず支給対象とならないのですか。	令和2年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上勤務し、対象業務に従事していない場合は対象外となります。
19	対象期間	対象職員について、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断しますか。7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となりますか。	対象者と支給額は、6月30日時点の状況により整理します。
20	対象期間	自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいですか。	可能です。ただし、利用者として接している必要があります。
21	対象期間	6月30日以降に感染者・濃厚接触者に対応した場合、20万円の給付は可能ですか。すでに5万円支給していた場合は、15万円を追加支給してもよいですか。	6月30日以降に、感染者・濃厚接触者に対応した場合は当該事業の給付対象とはなりません。
22	勤務日数	「勤務した日が通算して10日間以上あること」が要件の一つとされていますが、連続して10日間勤務していない場合も、支給対象としてよいですか。	対象となります。
23	勤務日数	「勤務した日が通算して10日間以上あること」が要件の一つとされていますが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするということでよいですか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤 →延べ2日間	お見込みのとおりです。
24	勤務日数	「勤務した日が通算して10日間以上あること」が要件の一つとされていますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣については、10回以上の派遣という解釈でよろしいでしょうか。また、派遣時間については問わないということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、1日複数回の派遣については、1回となります。
25	勤務日数	複数の事業所で勤務している職員の場合、どのように申請すればよいですか。	1人につき1か所から申請を行い、1人につき1度の支給になります。また、1か所の勤務だけでは日数要件に満たない場合であっても、複数の事業所における勤務日数を合算し10日以上勤務している場合は、対象となります。 複数の勤務先が、同一法人が運営する事業所である場合だけでなく、異なる法人が運営する事業所である場合についても対象となります。
26	支給額	新型コロナ発生又は濃厚接触者に対応した事業所等に勤務する職員のうち、給付額が20万円ではなく5万円となるのは、訪問系サービスに勤務し、感染者又は濃厚接触者以外の利用者の方にサービスを提供していた職員等、訪問系サービスに限定されるということでもよいですか。	訪問系サービスについてはお見込みのとおりです。なお、その他のサービスについては、新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者発生日前にのみ勤務していた職員は5万円となります。

27	支給額	慰労金については対象期間が6月30日までとなっているが、7月以降に感染者が発生した場合、慰労金が5万円から20万円に変わることはありうるのでしょうか。その場合、再申請することになりますか。	対象期間内で5万円又は20万円の判断を行うこととなります。
28	申請手続き	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられていますか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
29	申請手続き	障害福祉サービスと地域生活支援事業の両方を実施している事業者については、一括して国保連に請求するやり方でよいですか。	お見込みのとおりです。 同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業を一緒に実施している場合、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込み申請してください。
30	申請手続き	地域生活支援事業の事業者が障害福祉サービス等事業所と同一法人である場合、当該地域生活支援事業の支給対象者について、申請書の様式3「障害福祉慰労金受給職員表」に当該障害福祉サービス等事業所を主たる勤務先として名簿に載せ、国保連を通じて申請することは問題ないか。	お見込みのとおりです。 同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業を一緒に実施している場合、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込み申請してください。
31	申請手続き	地域生活支援事業のみ運営している法人の場合は、申請書はどこへ提出すればよいですか。	地域生活支援事業のみを実施している法人については、法人内の各職員の申請書類をとりまとめ、県に申請書類を直接郵送してください。
32	申請手続き	勤務状況を証明する書類は提出する必要がありますか。	申請時に証拠書類（勤務表、出勤簿、給与明細など対象期間内に対象事業所で勤務していたことがわかる書類）を提出する必要はありませんが、後日、確認させていただく可能性がありますので、法人で保管をお願いします。
33	申請手続き	県をまたいで勤務している対象者については、勤務知が所在する都道府県に対して申請するということでよいか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県あてに申請してください。
34	申請手続き (退職者)	退職者の場合、元の勤務先からの就労証明が必要ですか。	元勤務先から就労証明（申請書様式における勤務先記載欄）を取得していただく必要があります。
35	申請手続き (退職者)	施設・事業所をすでに退職している場合、どのように申請すればよいですか。	原則として、勤務されていた神奈川県内の施設・事業所の法人を通じて申請してください。勤務していた施設・事業所の廃業（閉鎖）等により勤務証明が取得できない場合は、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意してください。 (勤務を証明する資料の例) 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表） なお、勤務証明は、写しをとっておくなど、適切に保管してください。
36	支給手続き	地域生活支援事業のみ運営している法人の場合、法人がとりまとめて申請するが、慰労金はどのように支給されるのですか。また、支給時期はいつですか。	申請書に記入された職員の個人口座に振り込みます。また、県から入金日について個別のお知らせはしません。入金の日安時期については、県ホームページにてお知らせします。